

## 令和7年度第3回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和7年6月23日(月) 10時57分開会 0時28分閉会

2 場 所 湯梨浜町「水明荘」

### 3 出席者

(1) 常設審議委員 20名／23名

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局	<p>定刻より少し早いですが、予定の方がお揃いになりましたので、ただ今より令和7年度第3回常設審議委員会を開会させていただきます。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき定足数の報告をいたします。</p> <p>本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり、23名中、20名の出席をいただきました。運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、第5号会員の全国農業協同組合連合会鳥取県本部の小里本部長が本日お越しですので、御紹介いたします。</p>
小里本部長	<p>おはようございます。前任の後任として4月1日より鳥取県本部長として着任いたしました。昨年鳥取県に30年ぶりに赴任しました。鳥取大学を卒業したのが94年でして、95年に食糧管理法が廃止となった年に全農に入り30年になります。これから何もない数年お世話になるかと思えます。鳥取県の農業のために尽力したいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>また、当農業会議の職員体制が4月から1名欠員となっておりますが、6月1日付けで■■■■次長が就任されましたので御紹介いたします。</p>
次 長	<p>おはようございます。6月から次長を拝命しました■■■■と言います。誠心誠意頑張りたいと思えますので、皆様、今後ともよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>本来ですと、ここで山脇会長に挨拶をお願いするところですが、本日午後に開催する通常総会で挨拶いたしますので、常設審議委員会では省略させていただきます。</p>

<p>2 開会挨拶 山協会長</p> <p>事務局</p>	<p>(挨拶省略)</p> <p>それでは、以降、農業会議定款第45条、運営規程第4条第3項の規定に基づいて、山協会長に議長として進行いただきます。よろしく願いいたします。</p>
<p>3 議事録署名人 の選任 議長</p> <p>議長</p>	<p>それでは、まずはじめに、議事録署名人の指名ですが、私から指名させてよろしいか、お諮りします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、本日の議事録署名人には、安部委員(八頭町農業委員会会長)、江原委員(大山町農業委員会会長)をお願いいたします。</p>
<p>4 報告事項 議長</p> <p>経営支援課</p> <p>議長</p>	<p>それでは、4番の報告事項に移ります。先月の農地転用許可状況について、県から報告をお願いいたします。</p> <p>(資料1により説明)</p> <p>ただいま報告がありましたが、皆さん方からご質問・ご意見等がありましたら。ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>5 議事 議長</p> <p>事務局</p>	<p>無いようですので、議事に入ります。議案第一号。今月の農地法の規定に基づく県全体の総会附議状況について、<span style="background-color: black; color: black;">          </span>次長の方から説明をして下さい。</p> <p>それでは、令和7年6月分ということで、各市町村の附議案の附議状況について、お手元の資料2に基づき一覧表を説明いたします。(一覧表を説明)</p> <p>今月は4条案件はございません。</p> <p>第5条案件で、2件、湯梨浜町農業委員会の<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>と琴浦町農業委員会の<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>についての意見聴取案件がございます。</p> <p>なお、現地調査を実施していただいておりますので、それぞれの農業委員会の方から説明をいただいたあと、現地調査の報告を</p>

湯梨浜町農業委員会事務局

一括してお願いしたいと思います。

それでは、まず湯梨浜町農業委員会さんよろしくお願ひいたします。

湯梨浜町農業委員会事務局の [ ] です。議案番号 5 条-1 [ ]

[ ] 目的とする農地転用について説明いたします。2 ページの「30a を超える事案説明資料」により説明をします。

1 土地の所在等です。 [ ]

[ ] 4 ページの位置図を御覧ください。申請地は、湯梨浜町の [ ] に位置し、現在の [ ]

近い位置になります。

2 現在の営農状況です。5 ページの「中間図」を御覧ください。申請地を赤色で囲っています。申請地は、昭和 20 年代に区画整理がなされた水田であり、利用権設定により昨年まで、申請地 3 筆のうち、南側 2 筆の水田は、地域の担い手農家により水稻栽培が行われ、北側 1 筆の現況：畑の農地は、地域の農業者により野菜栽培が行われていました。この度の [ ] にあたり、利用権の合意解約が成立している農地です。なお、地域の担い手農家が耕作していた南側 [ ] を失うこととなりますが、今年から新たに、場所は、この [ ] からは少し離れますが、水田を 4 筆、 [ ] を代替農地として確保することができます。

3 転用事業者は、 [ ]

4 転用目的です。用途は、 [ ] を予定しています。必要性ですが、当該地域及びその周辺は、近年宅地化の進行により、子育て世代の転入等が多くあります。さらには、女性の社会進出の増加に伴い、 [ ] 参考までに、当該 [ ]

地域及びその周辺にあたる [ ]

5 立地基準の(1)農地区分です。農地区分は、第 1 種、第 3 種農地には該当せず、第 2 種農地と判断し、その区分決定根拠は、 [ ] の住宅地に接している農地であることから、「住宅等が連たんする区域に近接する区域内」になるためです。(2)許可根拠は、 [ ] であり、既存集落に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから「許可根拠」を「集落接続」としました。(3)営農条件です。まず、申請地の東側 80m 先の一部区画において水稻栽培が行われています。また、申請地の [ ] を挟み、一部区画で水稻栽培が行われています。この田の西側、申請

地からは西側 80m 先地内において、現在、  
進み、申請地及びその周辺は、小規模区画の農地となっています。黄色で道路着工中のラインを示しています。申請地の隣接南側、申請地1の南側に、耕作中の水田が1筆あります。この水田については、今後、と水田営農の時期が重なるため、営農に支障が生じることから、転用事業者と耕作者の間で、今年に限っては休耕することを合意済です。(4) 代替地等です。転用事業者の系列会社に、

6一般基準(1)他法令許認可関係です。農振農用地からは、除外済です。地域計画の目標地図からは、外れています。都市計画法の開発行為許可につきましては、先般関係者による事前協議会を開催し、農地転用許可と同日許可となる見込みで、調整を終えています。盛土規制法については、該当しません。文化財関係で、埋蔵文化財包蔵地ではありません。

などを含めると、申請面積は妥当であると判断しました。(3)営農及び造成・被害防除計画等の措置です。6ページの「土地利用計画図・配置図」を御覧ください。申請地3筆全体を黄色の線で囲っています。敷地内への入口は、西側の中央付近からの1ヶ所、出口は、北東側付近の1ヶ所とし、敷地内の車両の走行は、一方通行とし、出入口での車両の混雑を避ける対応を取ります。配置については、申請地の北側から「駐車場用地」及び「車両通路部分」、「建物」、申請建物と記載しています。そして、南東側に「園庭」という配置になります。敷地内の出入口を除く周囲を、高さ1m、または2mのL型擁壁を設置し、そのL型擁壁の上部すべてに高さ1.5mのフェンスを設置します。場所にもよりますが、表土すきとりは、最大で30cm、盛土造成は最大で93cm、路面はアスファルト舗装を行います。特に、申請地の南側に隣接する農地と申請地との境界線には、高さ2mのL型擁壁

を設置し、土砂や雨水の流出を防ぐ対策を取ります。この図面の左下に詳細図として、断面図を添付していますのでご確認ください。汚水は、赤線で下水経路と記載しています。申請地東側隣接の町道内[ ]に埋設の公共下水に接続します。敷地内の雨水は、青矢印で示しています。敷地内の北側、南側に設置するL型擁壁の内側に、これも新たに設置するU字溝、敷地内の東側に設置するL型擁壁の内側に、これも新たに設置するU字溝と道路側溝、そして要所に設置する集水枡を經由して、最終的に敷地内北東側隅に新たに設置するプレキャスト枡から隣接する既存水路に放流します。なお、流量計算をした結果、北東側既存水路の許容放流量以下になることを確認済みです。次に、7ページの「周辺農業用水路の系統図」を御覧ください。水路は青色、道路は茶色、農地は緑色、白地は地目が農地以外の土地になります。水の流れを青色矢印で示しています。申請地の隣接南側の農地ですが、現在、西側水路から[ ]内に埋設のパイプを經由して取水し、東側隣接町道の下に埋設のパイプを經由して水路に排水しています。これは、[ ]後も、形状の変更はありません。申請地の北側に土水路があります。この土水路は現状、土が溜まっており、水の流れがありません。[ ]において、溜まった土を除去し、水路と申請地の境界線にL型擁壁を設置します。これにより、水が流れる対策を取ります。その他、転用にかかる周辺水路への影響はありません。(4)資金調達計画です。

[ ] (5)農地復元の担保は該当ありません。

7農業公共投資です。(1)事業名は、団体営区画整理事業、(2)事業期間は、昭和25年から昭和29年、(3)該当する土地改良区は、[ ]としては、協議が整ったため農地転用については、差し支えない旨の意見書をいただいています。

8土地改良区以外のその他関係権利者は該当ありません。

9農業委員会の意見及び審議の概要です。先日、6月10日の定例総会において、農地転用の許可基準に合致し、転用許可は妥当であると判断しております。

以上、議案番号 5条-1 [ ]における [ ]を目的とする農地転用についての説明を終わります。

事務局

引き続き、琴浦町農業委員会事務局に説明をお願いいたします。

琴浦町農業委員会事務局

琴浦町農業委員会事務局の [ ]でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、本件について2ページの「30a を超える事案説明資料」を基にしまして、順に説明いたします。

初めに、1の土地の所在等については、[ ]

です。4 ページの位置図をご覧ください。申請地は

2 の現在の営農状況については、5 ページの中間図をお開きください。申請地では芝、保全管理のほか、一部の農地では今年 5 月まで飼料作物が栽培されていました。遊休農地の判定はありません。なお、周辺農地では、

3 の転用事業者については、

4 の転用目的については、

5 の立地基準について説明いたします。5 ページの中間図農振農用地区域図をご覧ください。(1)農地区分について、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地。(2)区分決定根拠については地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画、いわゆる「27 号計画」を琴浦町が策定したことにより、優良農地であっても農用地区域からの除外が認められ、転用が可能になっているものです。(3)の営農条件は、申請地を含む周辺農地は土地改良事業施行済みで農地が連たんしており、畑かん設備が整備されていることから耕作条件が良好なことから、醸造用ブドウ、飼料作物、梨、野菜等が耕作されている状況となっています。(4)の代替地等については、27 号計画の策定に当たって、次の 3 つの条件のもとに町内 5 か所の候補地を検討しましたが、すべての条件を満たす土地が申請地及び周辺農地のほかにはなかったことから、本申請地が選定されています。

6 の一般基準です。(1)他法令の許認可について、農振法の関係ですが、申請地は農振農用地区域内農地に位置していたため、転用は原則不許可でしたが、ワイナリーを中心としたレストランや宿泊施設等の複合施設を建設することで、①耕作放棄地の解消、②ワイン等の新たな加工品の推進、③地元農産物の消費による生産者の所得向上、④琴浦町の新たな魅力発進など、琴浦町の農業の振興を図ることを目的とした、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画、いわゆる「27 号計画」を令和 2 年 9 月に策定したことにより、優良農地であっても農用地区域からの除外が認められています。基盤法による地域計画については、対象外となっています。開発事前協議は該当はありませんでした。①

盛土規制法（県条例）については、事前協議済みですが、1 m 超えており、かつ、面積が 500 m<sup>2</sup>を超えているため、着工前に県に届出が必要となります。②文化財保護法についても事前協議済みですが、埋蔵文化財包蔵地が計画地の一部（駐車場部分）にあり、該当箇所を掘削する場合は専門職員の立会が必要となります。③法定外占用許可についても、浄化槽処理水を圧送するため、里道に圧送管を埋設する必要がありますが、道路管理者に事前協議済みです。また、圧送した浄化槽処理水は道路側溝に流しますが、  
[REDACTED]・県道を管理する維持管理課も了解済みです。地下水条例につきましては、用水設備が吐水口断面 14 cm<sup>2</sup>以下のため届出は不要です。④環境関係ですが、琴浦町環境保全条例に基づき提出された公害防止計画書を琴浦町環境審議会で審議した結果、  
①公害防止対策及び苦情処理②立入調査③浄化槽処理水の水質検査結果・その他の情報提供について、琴浦町と事業者との間で公害防止協定書締結（R7.5.20 付）しております。(2)規模の妥当性について、6 ページの土地利用計画図をお願いします。「琴浦町の農業の振興に関する計画」に記載されている必要施設としてワイン醸造所、レストラン、直売所、宿泊施設、駐車場、ガーデンテラス、遊歩道用地が計画されているものであり、妥当な転用規模であると判断しております。現在、ぶどう栽培面積 5.8ha で令和 8 年には 7ha まで増やす予定です。また、令和 10 年には 750ml 入りのワイン 5 種類 21,000 本程度醸造する予定です。1 本あたり 2,000 ～ 5,000 円を予定しており、この年から黒字化していく予定です。試験醸造を、令和 5 年から実施しており、試飲した関係者からは味・品質など概ね好評をいただいております。ぶどうの生育状況ですが、今年は今のところ順調と聞いています。(3)営農及び造成・被害防除計画等の措置について、申請地の南側は縁石を、ワイン醸造棟南側には擁壁を設置し、45 cm から 170 cm 高さまで真砂土で盛土造成します。整地後は建物を建築するとともに、駐車場及び原材料運搬通路はアスファルト舗装、法面と西側の入口部分、ガーデンテラスには張芝を行う計画です。排水については、7 ページの排水施設計画平面図 1 をご覧ください。転用事業用地の中にいくつか矢印が書いてあります。これは雨水の流れる方向を示しております。図面の青色で示している箇所に水路を新設し、アスファルト舗装部分の雨水を既設水路に流します。盛土した法面は芝生を張り、雨水の急激な流出を抑制します。併せて、浄化槽処理水につきましては、8 ページの排水施設計画平面図 2 をご覧ください。通常は主に従業員の便所などの処理水で流量が少ない状況で、秋のワイン醸造時にはタンク洗浄等の処理水が増えますが、下水道排水の指針により許容放流量以下となることを確認済みです。流量計算につきましては、雨水排水施設の設置により流出雨水量が、周辺地域に影響を与えないことを確認しております。転用事業者は事業計画について、関係する 2 つの自治会に対し 5 月上旬に事前説明会を開催され、両自治会からは転用事業実施に同意する旨の確認書が提出されていることを確認しております。資金調達については、

[REDACTED]  
7 の農業公共投資ですが、県営畑地帯総合整備事業が昭和 57 ～ 62 年度に行われ、[REDACTED]も同意されています。

8の土地改良区以外の権利関係者はありません。

9の農業委員会の意見及び審議の概要ですが、「琴浦町の農業の振興に関する計画」の記載内容に見合った転用事業計画であり地域農業振興が図られるものであること、被害防除計画が適切に策定されていること、転用申請地の周辺に約5.8haの醸造用ブドウを栽培中で耕作放棄地の発生防止・解消に寄与していることなどから、許可はやむを得ないと判断しました。なお、総会において委員からは、県道からワイナリーへの進入路が車のすれ違いが難しい5mの道路幅で、周辺農地を耕作する農業者の農業用車両の往来に支障がないようにしてもらいたい旨の意見がありました。この件については、まずは事業者・道路管理者が草刈り等の適切な管理を行うこと。併せて、道路拡幅や待避所の設置など、営農に支障が生じないように、具体的な対策を事業者と道路管理者である町が協議をしながら対応していくことを確認しております。

以上、琴浦町[ ]におけるワイン醸造所、レストラン、宿泊施設等の整備を目的とした農地転用について説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長

そうしますと、事務局の説明が終わりましたので、現地調査の報告をお願いします。

山本委員

三朝町の山本です。今回、農地法に基づく農地転用の現地調査ということで、6月13日に湯梨浜町と琴浦町の現地を含めて調査を実施して参りました。まず、湯梨浜町について、現地を含めて総勢14名、常設の方からは私と隣接ということで倉吉の山協会長の2人で対応させていただきました。現地での説明、事務所での説明を含めて問題なく妥当な転用であることをご報告いたします。2件目ですが、琴浦町のワイナリー。これにつきましても6月13日、こちらも総勢14名の関係各位に集まっておき、事務所および現地での調査を実施いたしました。近隣の農地の具合、それから、影響がないかどうかについて現地において確認も致しました。書類についても、関係各位から説明を受け、問題もなく、妥当性のある転用であると確認しましたので、皆さんにご報告いたします。以上です。

議長

有難うございました。そうしますと、現地調査の報告が終わりましたので、委員の皆様から質問・意見を伺いたいと思います。

議長

はい。石委員。

石委員

参考までに聞いてみたいと思います。湯梨浜町の施設計画ですが、計画をとにかく言うものではありませんが、町内の[ ]がどのくらいあるか。また、個所数がわかりませんか。それから、琴浦町のワイナリーの件ですが、この計画がうまくいけ

	<p>ばよいなあと思います。この中で、資金調達のふるさと融資が 2 億 1 千万となっているが、全体の事業者側からの資金収支は示されているのかどうかを聞いてみたいと思います。</p>
議長	<p>はい事務局。</p>
湯梨浜町農業委員会事務局	<p>湯梨浜町ですが、まず、町内の公立私立を合わせまして、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span> <span style="background-color: black; color: black;">                    </span>でございます。そして、受入れ定員ですが、全体で 790 名ということです。</p>
琴浦町農業委員会事務局	<p>琴浦町です。資金調達の資金収支は示されているかとのことですが、ふるさと融資以外にローカル 10000（地域経済循環創造事業交付金）の補助金を受けることとなっており、この審査において資金収支が示されており、これにより、融資や補助金の交付が行われています。</p>
石委員	<p>わかりました。融資を償還する年数は何年になっていますか</p>
琴浦町農業委員会事務局	<p>融資の完済年数は 20 年から 25 年となっています。</p>
石委員	<p>はい。わかりました。</p>
議長	<p>その他ございませんか。西尾委員。</p>
西尾委員	<p>琴浦町のワイナリーの件ですが、周辺農地の 5.8 h a に醸造用ブドウを栽培中とのことですが、北条ワインに次ぐか、それを上回る、県下で最も多い醸造用ブドウを栽培されているブドウ園を経営されているという認識を持ちましたが、栽培管理をする技術者の養成ができているのか、あるいは、技術支援を受ける体制が整っているのか。町の方が支援していく体制となっているとは思いますが、一体、どのようなになっているのか。</p>
議長	<p>事務局お願いします。</p>
琴浦町農業委員会事務局	<p>今現在、琴浦町が地域おこし協力隊の制度を活用して、ブドウ栽培等研修委託ということで募集しましたところ、近隣のワイナリーで醸造経験がある方が応募されてくれまして、今現在、地域おこし協力隊としてブドウの栽培に取り組んでもらっています。このため、そのような心配はしておりません。</p>

議 長	西尾委員よろしいですか。その他ございませんか。安部委員。
安部委員	ワイナリーの関係ですが、農業委員会の意見書で道路幅が 5m であることが記載されているが、これは施設を運営する方も大型観光バスが乗り入れることになれば道路の拡幅も必要となり、新たな転用も出てくると思うが、この辺りはどのように考えているのか。
議 長	事務局説明してください。
琴浦町農業委員会事務局	有難うございます。県道からの進入路が計画地まで 200m くらいあるのですが、この辺りの土地は高低差があるが、畑に入るための進入路や近くにある風車の敷地を活用して、農地転用を行わなくても道路拡幅はできるのではないかと考えています。
議 長	安部委員よろしいですか。
安部委員	ということは、今ある道路を利用しながら拡幅できるということでしょうか？
議 長	事務局説明してください。
琴浦町農業委員会事務局	一言でいえば、そのように考えております。農業委員会総会で委員から意見が出ていました道路が狭いのではないかという件については、草刈りをしていただければ大丈夫と思っています。草刈りをしなければ狭く見えてしまうので、適切な維持管理ができていることが第一条件だと思っています。
安部委員	それでは、農地として引き続き利用できるということですね。わかりました。
議 長	その他ございませんか。小里委員。
小里委員	すみません。湯梨浜の 10 年後の両親が残る見込みはどの程度と予想されていますか。今は支障ないとのことですが、これが少しでも減ってしまうと、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 駐車場になっていたというこ

とになってしまうもので、その辺りを教えてください。また、ワイナリーの件ですが、[REDACTED]は昔からの老舗で頑張っている会社ですが、一昨年と昨年はかなりの大赤字となっていたと思います。その後、直近は黒字転換となっているかはわかりませんが、今はインフレの中で、外食産業は苦しい状況となっているかと思っています。資金を支払うのは[REDACTED]の経営状況が大きいかと思いますが、その辺の経営分析については、どの程度把握されていますか。

議長

事務局説明してください。

湯梨浜町農業委員会事務局

人口の関係でございますが、町全体としては、若干下がり気味であることは諫めないと思いますが、もろもろの政策等を活用し、下がりが少ないように対応しているところですが、今回申請が出ている[REDACTED]については、逆に若者世帯が多く、子ども達が増えている地域であります。

琴浦町農業委員会事務局

親会社の経営状況についてです。ご指摘いただいたとおり、外食産業ということで、コロナ以降影響を受けられたと聞いています。直近は黒字化しているということを知っています。それから、

[REDACTED]活用してやっていかれると聞いています。

小里委員

すみません。経営分析にはなっていないと思いますが…。経営内容が今後どうなっていくのかという事であって、補助金等を活用していくという話は、また別の話です。

琴浦町農業委員会事務局

失礼しました。経営分析については、ワイン醸造について・・・。

小里委員

すみません。ワイン醸造ではなく、[REDACTED]の経営分析の件なのですが、今回の件については、この点が一番重要な点になっていくのではないかと思いますので。

琴浦町農業委員会事務局

内部留保が少なくなっているということなので、事業計画を2期に分けて整備をすることとされております。

小里委員

わかりました。多分、相当経営内容が厳しい状況だと思います。なので、相当注視していかないと、お金が払えないと大変なことになるので、そこは良く分析されて厳しめに見ていかれた方が良

	<p>いと思います。以上です。</p>
議 長	<p>他に質問はありますか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
議 長	<p>無いようですのでお諮りいたします。まず、湯梨浜町の案件について、附帯すべき意見はありませんでしたので、異議なしとしてよろしいか。賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。賛成多数ですので「異議なし」といたします。</p>
議 長	<p>続きまして、琴浦町の案件について、附帯すべき意見はありませんでしたので、異議なしとしてよろしいか。賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。賛成多数ですので「異議なし」といたします。</p>
議 長	<p>次に、所有者不明農地の関係で、農地法第 39 条の規定に基づく意見聴取案件が 2 件ありますので、説明してください。</p>
経営支援課	<p>資料 3-1, 3-2 に基づき内容を説明</p>
議 長	<p>説明が終わりました。委員の皆さんからご質問、意見をお願いします。 山本委員</p>
山本委員	<p>資料 3-2 について、5 の賃借料が 0 円になったとのことですが、これは、土地改良区の負担金の方が多いので、この賦課金は耕作者である ████████ が払うということが確定しているから 0 円という事であって、本来、国は賃借でなければだめだということだったので、この書き方はどうかと思ったのですが。</p>
経営支援課	<p>ここについては、委員が言われたとおり、本来としての賃借料</p>

	<p>は[ ]ではあるが、[ ]を耕作者が支払うことから、結果として供託する金額は0円だということを示したもので、従来からこのような記載方法で行っているものです。改善点がありましたら、御意見をいただけたらと思います</p> <p>事務局 失礼します。今、山本委員の質問は、ご自分のところの裁定では0円ではダメで、1円の賃借料で供託することであつたにもかかわらず、今回0円が出てきている理由であります。近隣の賃借料に対して土地改良区費を耕作者が払うことによってこの賃借料欄を0円にしたのであつて、三朝町の場合は土地改良区ではなく任意の計算ではだめだと言っているので1円/10aが出てきたので、この差が生まれたというものです。従つて、土地改良区が現存し、その土地改良区の経常賦課金等を借受者が支払えば、賃借料が0円になっているというものです。よろしいでしょうか。</p> <p>山本委員 それであれば、0円ではなくて、差額を年で割る等をして数字で出さないと、1円で契約したことの理屈が通らないのではないかと。</p> <p>事務局 その点は、県が作られた資料なので・・・</p> <p>経営支援課 これまで、この方式で何件も裁定をさせてもらっているのので、今後検討させていただきます。</p> <p>議長 山本委員よろしいですか。</p> <p>山本委員 はい。</p>
<p>6 情報提供 議長</p>	<p>情報提供ですが、午後に通常総会を控えておりますので、今回は省略をさせていただきます。</p>
<p>7 その他 議長  事務局</p>	<p>それでは、情報提供については終わりました、7番のその他ですが、事務局説明をしてください。</p> <p>(次回開催日程について説明)</p>

8 閉 会	
議 長	その他、皆さんの方でございましたら。ありませんか。 はい。安部委員。
安部委員	今回本部長がお見えになっていますので、米の情勢等についてお聞きしたいと思うのですが。
議 長	本部長よろしいですか。
小里委員	どの辺りをお答えすればよろしいでしょうか。
安部委員	備蓄米の放出とコメがなぜ高くなったかについてお願いしたい。
小里委員	小里委員から詳細な説明が行われた。
議 長	その他に何かありますか。  (その他の意見等なし)
議 長	ないようですので、本日の常設審議委員会はこれもちまして閉会とさせていただきます。 (午後 0 時 28 分)